

証券コード8513
平成29年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目8番20号
中部証券金融株式会社
取締役社長 湯 本 崇 雄

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月23日(金曜日)午後5時までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月26日(月曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目8番20号
名古屋証券取引所ビル 5階 名証ホール
(末尾案内図ご参照)
3. 目的事項
報告事項 第84期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 当社解散の件
第5号議案 定款一部変更の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.chusyokin.co.jp/ir_info/index.html)に修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の配当につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持の観点から、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額47,590,860円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	湯本崇雄 (昭和26年11月16日生)	昭和51年4月 日本銀行入行 平成6年7月 同行営業局市場課長 平成9年5月 同行人事局総務課長 平成10年7月 同行松江支店長 平成12年9月 預金保険機構出向 (大阪預金保険部長) 平成15年3月 日本銀行情報サービス局長 平成19年5月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役社長 現在に至る	1,000株
2	※ 浅賀哲 (昭和42年9月11日生)	平成7年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 平成14年4月 浅賀法律事務所開設 現在に至る 平成25年4月 愛知県弁護士会副会長 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 愛知学院大学法務支援センター 主任 教授	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の候補者であります。
3. 浅賀哲氏は、社外取締役候補者であります。

- 浅賀哲氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高度な見識を、当社の経営に反映していただくためであり、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 当社は、浅賀哲氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あん とう まさ のり 安藤 雅 範 (昭和46年8月2日生)	平成10年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 現在に至る 平成28年4月 愛知県弁護士会副会長 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 ㈱アオキスーパー 社外監査役	0株

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 安藤雅範氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 安藤雅範氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高度な見識を、当社の監査に活かしていただくためであり、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - 当社は、本議案が原案どおり承認可決され、かつ安藤雅範氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 当社解散の件

当社は、金融商品取引法に基づく免許を受けた証券金融会社として、信用取引の決済に必要な資金や株式を金融商品取引業者に貸し付ける貸借取引等の業務を担いながら、証券市場の発展とともに今日まで歩んでまいりました。

しかしながら、当社の貸借取引融資残高はピーク時には700億円程度あったものの、昨年末頃には10億円程度まで大幅に減少しております。また、金融商品取引業者や一般投資家向けの貸付金につきましても資金需要の落ち込みに加え、他の金融機関との競合が激しくなっていること等から、貸付金残高はピーク時には500億円以上あったものの、昨年末頃には50億円程度まで大きく減少しております。

このような環境の下で将来を展望しますと、本来業務である貸借取引や一般貸付金の回復は見込み難しく、証券金融会社としての公共的な役割を安定的に務めることが困難となっています。従って、このまま事業を継続して会社の貴重な財産を毀損させかねないリスクを取るよりは、現段階で自主廃業することにより、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益保護を優先させることが重要であると判断いたしました。

以上のことから、株主の皆様への承認並びに関係官庁の認可を前提として、平成29年9月30日を効力発生日として当社を解散いたしたいと存じます。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第4号議案「当社解散の件」の承認可決並びに関係官庁の認可を条件として、解散に伴い必要となる定款の一部変更を行うものです。

2. 効力発生日 平成29年9月30日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条 当社は、中部証券金融株式会社と称し、英文ではCHUBU SECURITIES FINANCING CO., LTD. と表示する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>第2条 当社は、<u>次の業務を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>(1) <u>信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、名古屋証券取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける業務</u></p> <p>(2) <u>金融商品取引業者又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務(第1号に掲げる業務を除く)</u></p> <p>(3) <u>有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務(第1号及び第2号に掲げる業務を除く)</u></p>	<p>第2条 当社は、<u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算すること</u>を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) <u>有価証券の貸借（第1号に掲げる業務を除く）又は有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</u></p> <p>(5) <u>有価証券の受渡しに関する代理業務</u></p> <p>(6) <u>有価証券の管理及び保管に関する業務</u></p> <p>(7) <u>有価証券（先物等デリバティブズを含む）又は各種債権の取得又は譲渡</u></p> <p>(8) <u>国債の元利金支払いの代理業務</u></p> <p>(9) <u>その他前各号に付帯又は関連する業務</u></p>	
<p>第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p>	<p>第3条 （現行どおり）</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 当社は、株主総会、<u>清算人及び監査役</u>を置く。</p> <p>（削 除）</p>
<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞に掲載して行く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p>第5条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、160万株とする。</p>	<p>第6条 （現行どおり）</p>
<p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱い規程による。</u></p>	<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>当社の株式取扱い規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p>第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故又は欠員あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>清算事務年度末日の翌日</u>から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p>第12条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。 <u>2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第13条 株主総会は、<u>代表清算人</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表清算人</u>に事故又は欠員あるときは、他の<u>清算人</u>が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 <u>取締役会を招集するには、各取締役に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第22条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</u></p>	(削 除)
<p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、金融商品取引業者の役員・従業員である者は、代表取締役に選定することができないものとする。</u></p>	(削 除)
<p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>取締役会において必要と認めるときは、相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 清算人</p> <p>第17条 <u>当社の清算人は、1名以上とする。</u></p> <p>第18条 <u>清算人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第19条 <u>清算人の互選によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>	<p>第20条 <u>清算人の報酬等は、月額200万円以内とし、各清算人の報酬等の具体的金額は、清算人の決定（清算人が二人以上ある場合には、清算人の協議）によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p>
(新 設)	<p>第21条 <u>当会社に監査役1名以上を置く。</u></p>
(新 設)	<p>第22条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
	<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>第23条 <u>監査役の報酬等は、月額100万円以内とし、各監査役の報酬等の具体的金額は、監査役の決定（監査役が二人以上ある場合には、監査役の協議）によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第34条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>3. 配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、第83期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第24条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第25条 当会社の清算事務年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>1. 本定款は平成29年9月30日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力が発生した日の翌日をもって、削除するものとする。</p>

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は、第4号議案「当社解散の件」の承認可決を条件として、平成29年9月30日より清算手続きを開始することとなります。

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

平成29年9月30日以降の監査役につきましては現在の常勤監査等委員である藤本光夫が会社法第477条第5項に基づき就任いたします。また、平成29年9月29日をもって村橋泰志監査等委員及び岡地敏則監査等委員は辞任する予定です。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あん どう まさ のり 安 藤 雅 範 (昭和46年8月2日生)	平成10年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 現在に至る 平成28年4月 愛知県弁護士会副会長 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 ㈱アオキスーパー 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安藤雅範氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 安藤雅範氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高度な見識を、当社の監査に活かしていただくためであり、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

